

6. 本資料のまとめ

本参考資料のまとめを以下に記す。

- (1) 平成 21 年 6 月、道路環境影響評価の技術手法に「7. 水質」に「7.4 切土工等、工事施工ヤードの設置、及び工事用道路等の設置に係る水の濁り」（参考項目以外の項目）を新規に追加した。本資料はその参考となるように作成したものである。
- (2) 技術手法に項目追加を行った背景は、環境影響評価に対する社会情勢の変化である。第一は、建設省令別表第一の環境項目及び道路環境影響評価の技術手法の項目に選定されていない中で、調査、予測、評価の事例が増えてきたこと。第二は、道路アセスの手続きにおいて知事意見、大臣意見として意見が提出されていること。第三は、地方整備局等からの要望が道路アセスの実態に合わせて提出されたこと。第四は、他事業で降雨時の水の濁りを扱っている事例があること。これらの理由により、この度、項目の追加に至ったものである。**【1章 背景と目的 P.13】**
- (3) 技術手法の検討は委員会を設置して審議を行い、また、技術手法案に対する地方整備局等への意見照会を経てとりまとめた。**【2章 検討経緯 P.23】**
- (4) 工事中の濁水の実態調査を 6 箇所の道路工事現場で行った。内訳は切土、盛土の工事現場 4 箇所、トンネル 2 箇所である。これらの工事現場においては、環境保全措置の効果についても確認を行った。

調査結果を環境保全措置を中心として表-6.1 に示す。工事中の濁水の実態を把握した事例として参考にしていただきたい。いずれの調査箇所においても、濁水の河川への流入による水の濁りの影響が観測されることはなかった。流入部のすぐ下流での測定においても河川の濁りと違いがない結果となっている。

工事現場から河川に流入する水の濁りである浮遊物質量（SS）は、工事現場の土質、地形、面積、傾斜、水路の状況、長さ、降雨量、雨量強度、降雨時間などにより現場ごとに異なってくる。そのため、今回の実態調査で一義的な関係を見いだすまでには至っていないが、調査を行ったいずれの工事現場においても河川への影響があるとは言えず、そのような関係は必要ないと判断できる。**【3章 工事中の濁水に関する実態調査 P.32】**
- (5) 河川の水の濁りは河川流域全体の影響を受け、その傾向は河川周辺に降った雨量と河川の濁度の観測結果から明白である。降雨時、あるいは少し遅れて河川全体が濁ってくる。さらに、浮遊物質量（SS）と濁度には相関関係が認められ、水の濁りの監視は濁度で行うことが簡便である。その場合には、当該河川の浮遊物質量（SS）と濁度の関係をあらかじめ資料として用意しておく必要がある。**【4章 河川における浮遊物質量(SS)と濁度の関係 P.108】**
- (6) 参考として、環境保全措置の事例を現地写真に基づいて整理した。現場によって状況が異なり個別の判断になるが、参考となれば幸いである。**【5章 環境保全措置の事例 P.115】**

表-6.1 工事中の濁水の実態調査結果のまとめ

	浮遊物質量(SS) (mg/L)		
	測定範囲	中央の数値	平均値
河川への流出量	3~102	11、15	36
	2~16	3、4	5
	2~34	7、11	11
	9~600	110、170	206
	52~1000	470、490	514
沈砂池・沈砂柵からの流出量	2~16	3、4	5
	2~34	7、11	11
	52~1000	470、490	514
	5~880	340	300
法面保護シートを設置した場合の流出量	<1~100	1、2	13
裸地法面からの流出量	41~300	71、73	105
	11~1600	81、160	310
新しい植生法面からの流出量	7~44	13、22	20
施工から時間が経過した植生法面からの流出量	7~58	19、20	23
トンネルの濁水処理施設からの流出量	8~31	17	17

注) : (1) 沈砂池・沈砂柵の中は堆積物を清掃しておかないと効果がない。上記の沈砂池・沈砂柵からの流出量のうち、上段2列は十分清掃されている場合である。

(2) 測定値が偶数個の場合には、中央の数値は2つになる。

謝辞

本資料の基となる現地調査にあたり、国土交通省の関係地方整備局にご協力をいただきました。ここに深く感謝を申し上げます。

また、財団法人道路環境研究所の足立義雄さん、大塚和夫さん、佐藤秀男さん、轟正和さん（平成 18 年当時）、竹野茂樹さん（平成 19 及び 20 年当時）にひとかたならぬご支援を頂きました。この場を借りまして深く感謝を申し上げます。